

平成 2 9 年 第 2 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会  
(平成 2 9 年 2 月 2 8 日)

召集年月日 平成29年2月28日（火）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成29年2月28日 午後2時58分

閉会 平成29年2月28日 午後3時20分

出席農業委員（13名）

1番 早川 和夫（会長） 2番 溝口 智也 3番 菅原 儀左エ門  
4番 岡 秀夫 5番 山本 修 6番 神野 淳一  
7番 桑田 建太郎 8番 松宮 重信（職務代理）  
9番 細川 正博 10番 木村 憲雄 11番 櫻井 隆治  
12番 松井 厚雄 14番 古池 洋子

欠席委員（0名）

出席事務局

局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可  
申請審議について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
地利用集積計画審議について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の  
規定による農用地利用配分計画に係る意見照会につい  
て

報告第2号 一時転用事業計画について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成29年第2回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案と報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会 長

本日は、平成29年第2回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日は委員全員出席でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、11番 櫻井委員と 12番 松井委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長  
議案第3号は、〇〇〇の〇〇氏の農地4筆を〇〇の〇〇氏が取得するものであります。

詳細は、事務局書記に説明させます。

書記 はい、議長  
(議案資料説明)

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

松井委員 はい、議長

松井委員 本案につきましては、22日の午前、松宮委員と事務局同行のもと、現地を確認してまいりました。

1筆は積雪のため現地を確認できませんでしたが、事務局より、農地パトロールで問題なしの場所と聞いております。

他の3筆は管理されておりましたし、以前から譲受人の〇〇氏が管理しているとのことで、問題ないものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はござ

いませんか。

(異議なし)

議長　　ご異議がないようでございますので、議案第3号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3・日程 4]

議長　　日程3 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件は、日程4 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に係る意見照会についてと併せておおい町長から同意を求められたものでありまして、一括審議といたします。

なお、○番○○委員には、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限 の規定により、一時退席をお願いいたします。

(委員退席)

それでは、議案について事務局に説明させます。

局長　　両議案は、農地中間管理事業によって、担い手への農地集積と集約化を進めるための手続きとして行うものでありまして、議案第4号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて出し手である農地所有者と農地中間管理機構の間で利用権を設定するものであります。

また、議案第5号は、農地中間管理機構から受け手となる担い手農家に貸し付けるにあたり、農地の配分計画について意見を求められているものであります。

詳細は、事務局書記に説明させます。

書記　　はい、議長  
(議案朗読)

今回の設定は、始期が平成29年5月1日から10年間設定の10件でございます。全て福井県農地中間管理機構へ貸付けるものですが、機構の今年度の配分は終了しており、29年度の配分が5月1日に開始されることに合わせての設定となっております。

借受人は3名の認定農業者でございます。

この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありました。この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

松宮委員 　　はい、議長

松宮委員 　　本案につきましても22日の午前中に現地を確認してまいりました。

全ての筆を確認いたしまして、いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございました。  
それでは、議案第4号、5号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画審議 及び 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画に係る意見照会については、町へ同意することといたします。

議 長 これにて、議案第 4 号、第 5 号の審議が終了しましたので、退席されました委員の入室の準備をお願いします。

(委員入室)

[日程 5]

議 長 日程 5 報告第 2 号 一時転用事業計画について報告いたします。  
事務局から説明をお願いします。

局 長 報告第 2 号は、福井県嶺南振興局小浜土木事務所が原子力災害制圧道路等整備工事のため、大島の農地を一時的に転用するものであります。  
詳細は書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問無)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。  
その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 ・活動記録簿の記入方法について  
・次会開催日報告

議 長 それではこれで、平成 29 年第 2 回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。